

おはようございます。日本共産党藤沢市議会議員団の山内幹郎です。団を代表し、上程されている2018年度藤沢市一般会計予算などに対する代表質問をおこないます。

件名1．憲法を市政に生かし、国のいいなりでない、住民が主人公の市政にすることについて質問します。

要旨の 憲法を市政に生かし、厚木基地撤去、米空母の横須賀母港化撤回、ジェット機爆音解消、オスプレイの飛行中止、日米地位協定の抜本的改定についてです。

つい先日、2月24日、沖縄県の米軍辺野古新基地建設をめぐって県民投票が行われました。投票率52.4%で新基地県設反対の票を投じた人が、43万4273人で有効投票数の71.7%でした。辺野古新基地県設反対が沖縄県民の民意であることが、明確に示されました。安倍政権は沖縄県民の民意を尊重し、ただちに新基地建設を中止すべきです。日本国憲法のもとで、地方自治を尊重すべきです。

神奈川県は沖縄に次ぐ基地県です。藤沢市は厚木基地に隣接し、横須賀港が米原子力空母ロナルドレーガンの母港になっており、艦載機の訓練による爆音に長い間苦しめられています。艦載機が山口県の岩国基地に移駐したとは言え爆音がなくなる保証はありません。

日米安保条約が締結されているもとでも、横須賀母港化は撤回し、爆音解消を引き続き申し入れるべきです。加えて、日本政府がアメリカの要請に追随し危険な軍用機であるオスプレイを横田基地などに配備し、藤沢の上空を通過して厚木基地に飛来している現状は看過できません。ただちに中止を申し入れるべきです。

先日の本会議で、市民から提出された「全国知事会の『提言』による日米地位協定の抜本的改定を求める請願」が可決されたことは藤沢市議会の見識を示すものです。日本にとって屈辱的な協定である日米地位協定の抜本の見直しを藤沢市としても、強く政府と米国に求めるべきです。

戦後74年、日本が日本国憲法9条のもとで戦争をしない国として、世界各国から信頼されてきました。安倍首相が憲法9条を改定すると公言し、国会での発議を狙い、戦争する国づくりの方向を進もうとしている今、核兵器廃絶、恒久平和を目指す藤沢市政としての見解を問います。

回答 （防災安全部 吉原防災安全部長）

日本共産党藤沢市議会議員団、山内幹郎議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、件名1「憲法を市政に生かし、国のいいなりでない、住民が主人公の市政にすることについて」、要旨1「憲法を市政に生かし、厚木基地撤去、米空母の横須賀母港化撤回、ジェット機爆音の解消、オスプレイの飛行中止、日米地位協定の抜本改定について」お答えをいたします。

本市では、県や米軍基地に関係する自治体で構成する神奈川県基地関係県市連絡協議会に加盟し、基地周辺住民が安全で快適に暮らせるよう、国に求めているところでございます。本協議会においては、昨年8月に、外務省及び防衛省等に対して、重点要望項目として厚木基地における航空機騒音の解消や、日米地位協定の見直しとその運用の改善等につきまして要請を行いました。合わせて、外務省に対し、オスプレイを含む米軍機の事故防止及び飛行の安全を図るため、機器の点検・保守・整備及びパイロット教育の徹底につい

て万全の措置を講じるよう、要請を行っているところでございます。

また、県や本市を含む、厚木基地周辺9市で構成する厚木基地騒音対策協議会においても、昨年10月に外務省、防衛省及び米国大使館等に対して、航空機騒音の解消に向けた取組や、空母艦載機移駐後の厚木基地周辺における今後の騒音状況に関する情報提供について、要請を行っているところでございます。

本市といたしましては、航空機騒音問題など米軍基地に起因する様々な問題の解決や長年にわたる市民生活の不安の解消に向けて、基地の整理・縮小の推進及び日米地位協定の見直し等につきまして、県や基地関係市とともに、粘り強く要請を行ってまいります。

次に、要旨 消費税10%への増税に反対することについて質問します。

今年の10月から消費税率を10%に引き上げることが既定事実としてすすめられています。10%への増税は国民への5兆円を超える負担増をしいるだけに、日本の経済が良くなっていることが大前提です。しかし、8%増税をしてから5年、国民の消費は落ち込みっぱなしですし、労働者の実質賃金も5年間で10万円も落ち込んでいます。政府はプラスに転じていると言っていますが、毎月勤労統計の不正調査の実態が明るみにでて以来、プラスになるように操作したのではないかとの疑惑は深まるばかりです。さらには、国民の「増税やめてほしい」の声を和らげるために、ポイント還元の導入、プレミアム付き商品券の発行、食品などの一部を8%に据え置く複数税率の導入、など商品取引が複雑になり混乱を招くことになるのではないかと日本スーパーマーケット協会など流通3団体からの懸念の声も上がっています。中小企業が商売もできなくなるような仕組みはつくるべきではありません。消費税10%への増税はキッパリ中止すべきです。

藤沢市は、消費税が増税される度に市財政への影響は消費税交付金の増額などでプラス面ばかり強調してきました。しかし、藤沢市民病院の会計は増税することは大変大きな赤字要因になることは間違いありません。なによりも、消費税の増税は市民が負担増になっていることです。国が社会保障費の削減策を続けていることも合わせて、国民生活は苦しくなるばかりです。地方自治体の役割は住民の福祉の増進にあります。藤沢市として、消費税の10%増税は中止すべきとの立場を表明し、国に働きかけるべきです。見解を問います。

《回答》>>(財務部松崎部長)

続きまして要旨2 消費税10%への増税に反対することについてお答えいたします。平成31年10月に引き上げが予定されている消費税につきまして、本市における影響といたしましては、地方消費税交付金の歳入増の反面、歳出における消費税の支出増と消費税増税にあわせて実施される法人市民税の一部国税化に伴う減収分などが想定されますので、これらの対応について準備を進めているところでございます。

一方、国では消費税率の引き上げの影響を緩和する措置として、社会保障の充実を図ることや、低所得者向けの支援策を講じることとされており、本市といたしましては低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券の準備を進めているところでございます。そのほか、消費税率の引き上げにあたって実施される軽減税率制度等につきましては、国において制度の円滑な実施に向けて、より一層の丁寧な周知徹底を図るなどの準備を進

めていることから、木市といたしましても、今後も国の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に要旨要旨 「公共施設の再整備計画は国の言いなりではなく、住民、利用者本位の計画的な建て替えを」についてです。

藤沢市は公共施設が老朽化していることから将来的に今のままの建替は財政的に厳しいことを理由にして、「藤沢市公共施設再整備基本方針」を公表し、建て替える施設の複合化や PPP/PFI 手法の導入を前提に進めています。

公共の施設を市民と利用者本意ではない前提をつくり、民間の儲けの対象にすることはやめるべきです。公共施設の建て替えにあたっては古いものから順に、計画的にすすめ、基本構想の最初の段階からワークショップなど住民参加で取り組む必要があります。混乱を続けている辻堂市民センターの建て替え問題は、最初から複合化ありきですすめたことや建設検討委員会を当初非公開にするなど民主的にすすめてこなかったところに混乱を引きずっている大きな原因があります。

公共施設の建て替えは国の方針のまま、複合化と PPP/PFI ありきですすめるのはやめ、辻堂市民センターの建替を教訓に最初の段階からの情報公開と住民参加で取り組むことが求められます。

見解を問います。

続きまして、要旨 3 「公共施設の再整備計画は国のいいなりではなく、住民、利用者本位の計画的な建替について」にお答えします。

公共施設の再整備につきましては、平成 25 年度に「藤沢市公共施設再整備基本方針」を策定し、公共施設の「安全性の確保」、 「長寿命化」、 「機能集約・複合化による施設数の削減」の 3 つを公共施設再整備の基本的な考え方とし、施設の耐震性や、機能の必要性などから再整備の優先順位をつけることとしています。

具体的な再整備計画といたしましては、この「基本方針」の実行計画である「再整備プラン」において、「実施事業」及び「検討事業」を示しこれまで藤沢公民館・労働会館等再整備事業などにおいて、地域のご理解をいただきながら複合化に取り組んできたところでございます。

また、平成 27 年 12 月の内閣府通知に基づき、「藤沢市 PPP/PFI 手法導入優先的規定」を平成 29 年

3 月に定め、一定規模以上の公共施設整備事業にあたっては、PPP/PFI 手法の導入の検討を行うこととしています。

なお、それぞれの再整備事業を進めるにあたりましては、適切なタイミングにおきまして、ワークショップなどの手法により、市民の皆様や利用団体等のご意見をお聞きする場を設けていきたいと考えております。

次に、要旨 村岡新駅建設と拠点整備事業を中止することについてです。

村岡新駅建設と拠点整備事業は、そもそも、旧国鉄跡地を赤字解消のために当時の政府が

地元の自治体に売却する方針を押しつけ、全国で国鉄跡地をもとにした開発が行われました。藤沢でも国鉄跡地を新駅建設の目的で土地開発公社が42億円を投じて購入しました。当初の計画は区画整理事業を大がかりに進める計画であったため、宮前を中心に大反対運動がおき計画が頓挫しました。その後、武田薬品湘南研究所を誘致する方向を神奈川県と共同ですすめ、「インベスト神奈川」を使い武田湘南研究所に80億円もの支援を決めると同時に、正門前に村岡新駅を建設する計画が復活しました。そして今回、神奈川県が全面的に乗り出し、新聞でも報道されていますように、この地域をヘルスイノベーション拠点に位置づけ新駅建設と周辺の開発に積極的に乗り出してきたのが今の状況です。この計画に鎌倉も市役所を深沢地区に移転する計画をすすめています。

神奈川県と藤沢市、鎌倉市の三者でつくった「村岡新駅設置協議会」がJR東日本に申し入れ、JRも前向きに検討する方向を示し、2019年度中に駅の概略設計に着手する方向ですすめられようとしています。

この計画の最大の問題は、新駅建設に160億円、周辺の土地区画整理事業やシンボル道路の建設などを含めた総事業費は300億円から400億円を投入することです。藤沢駅と大船駅間は4.6キロ、時間にして4分足らずの中間地点に本当に駅が必要なのかと言う疑問の声があるなかで、市民的合意ができていないことです。

また、まちづくりのあり方も、藤沢市の都市マスタープランに市内、6拠点をのの一つとして村岡地区を位置づけています。都市拠点ともなれば商業施設も誘致することになるでしょう。辻堂駅、藤沢駅、大船駅と駅周辺に大型商業施設が集積している状況があるのに村岡地区にも集積させることになる。こんな歪んだまちづくり良いのかも問われます。

地元住民は、地価が高騰することによる固定資産税が1.6倍にも跳ね上がることになり、喜ぶのは売却できる土地を持っている地主だけです。

交通不便地域だというならばコミュニティバスや、乗り合いバスなどこまめに周辺をまわる公共交通を整備した方が住民の皆さんは助かるのではないのでしょうか。

まだ最終決定をしたわけではないと宮治副市長は昨年9月の建設常任委員会で述べています。今後、財政が厳しくなるとの見通しを市は持っているもとの、不要不急の大型開発計画は中止すべきです。

見解を問います。

回答（藤村都市整備部長）

つづきまして、要旨（4）「村岡新駅建設と拠点整備事業は中止し、大型開発事業偏重の市政運営を転換することについて」お答えします。

村岡新駅建設と新駅周辺の拠点整備事業は、新駅を中心とした都市機能の集積を図り、少子超高齢社会を見据えたコンパクトシティ プラス ネットワークによって、高齢者をはじめとする地域住民が徒歩や公共交通により、商業、医療、生活利便施設等に容易にアクセスできる環境を整えるまちづくりでございます。

村岡新駅建設と拠点整備事業は、社会構造が変化するなか、本市の持続可能な発展につながる施策であるとともに、神奈川県においても、自立と連携による活力ある県土の形成のための重要な取組のひとつとしていることから、引き続き神奈川県、鎌倉市と連携して取組んでまいります。

次に要旨 不適正な事務処理を改善することについてです。

鈴木市政 2 期目に入ってから職員による連続した不祥事が続きました。生活援護課の生活保護費の不正支出と私的流用事件、学校給食課職員による 6400 万円にも及ぶ給食費の横領事件。これらは、警察の捜査が続いており未だに解決されていません。横領された給食費は法的措置をとっても返済されない可能性もあります。

そして、昨年発覚した、賃借料の半年もの未払い、非正規職員の賃金の遅延や不正確な計算などによる不適正な事務処理が続いています。

さらに、介護保険課の第三者行為求償事務の処理を放置してきた問題では国民保険団体連合会への求償が時効になり 8 件で 260 万円余りが救済不要になり市政に損害を与えました。

これらの不祥事や不適正な事務処理は一時的なものではなく何年も続いていたところに組織としての重大な問題があります。

その意味では、適正な仕事を遂行し、働きやすい職場環境をつくることに責任を持つ管理職の怠慢とも言える問題です。最終的には行政のトップである鈴木市長の責任も厳しく問われるところです。

どのように是正するのか、すでに、今議会にも再発防止策と内部統制の強化が報告されています。厳格に実行されること強く望むものです。

根本的な問題として、職員が公務員として日本国憲法に基づき高い見識と意識を持つことが求められます。同時に、非正規職員が 30% を超えるような状況を作り出し、正規職員の定数を抑え、人件費も削減することが、国から押しつけられてきているもとの、必要な職場に必要な正規職員の配置がされていないのではないかと問わざるを得ません。

これらの市政運営の根本にも関わる問題です。

改めて見解を問います。

回答>> (総務部黒岩総務部長)

次に要旨 「不適正な事務処理を改善することについて」お答えします。

職場ごとの職員定数及び、定員の算定につきましては、「藤沢市定員管理基本方針 2020」の考え方を踏まえ、年度ごとに、新たに見込まれる業務あるいは事業進捗による業務量の増減、また、業務の実態、職員の時間外勤務の状況などを総合的に勘案して行っております。

この中で、多様な任用形態の職員の活用を含めた定員の抑制を図る一方で、職員を増やす必要がある職場・職域には、適切に増員を行うなど、メリハリを持った定員管理を進めるとともに、職員一人一人の適正や職務経験に応じた、適材適所の人事配置を行っているところでございます。

今後も、適正な事務執行や不祥事防止に向け、職員一人一人のさらなる意識の向上、全庁における内部統制推進機能の継続的な見直し及び庁内組織の整備に努めてまいります。

次に、要旨 行財政改革個別課題の見直し方針の撤回についてです。

「藤沢市行財政改革 2020」が取り組まれています。行政改革では民間の経営手法を取り入れ、IT化の促進や公共部門の外部委託がすすめられています。これらは行政コストの削減が目的で、安上がりの行政を作り出し、「市民サービスの向上」どころか市民サービス「低下」につながるものです。

行革は本来の公共のあり方を取り戻し、民主的でムダを省き効率的な行政運営にしなくてはなりません。

個別課題では、すでに「電話交換業務」の委託化が実施され、混乱を招いています。今議会では厚生環境常任委員会に、保険年金課の窓口業務の民間委託化が報告されました。2019年度（H31）に民間業者を選定し、2020年4月から民間事業者と共同で保険年金課の業務を進めるとしています。窓口の業務委託は委託する業務を限定化するとしていますが、本来、市民個人のプライバシーに関わる業務であり、基本的人権の問題として捉えるべきです。公務員が窓口業務を担い、市民の健康と生活を守る観点からの積極的な窓口業務こそ求められます。民間委託はやめるべきです。見解を問います。

次に、見直し検討事業の33事業が発表されました。どの事業も今までの藤沢市を特徴づけてきた事業であり、市民から歓迎されてきた事業です。高齢福祉、障がい者福祉、子育て支援など、「福祉の藤沢」「子育てするなら藤沢で」と評価されてきた事業です。財政が厳しいことを理由に軒並み削減や廃止を打ち出したことは重大です。事業選択は「他の自治体の水準を超えている事業」や「国の基準を超えている事業」を抽出する基本方針のもとですすめられました。

社会的に弱い立場の市民に行政の温かい支援をすることが本来の自治体がすすめるべき役割です。事業選択の基本方針と33の見直し検討対象事業は撤回すべきです。見解を問います。

回答 >> (総務部黒岩総務部長)

次に、要旨 「行財政改革個別課題の見直し方針の撤回について」の一点目、「窓口業務の委託化」についてお答えします。

現在進めている「行財政改革2020」では、外部委託を「外部資源のこれまで以上の活用」と位置づけ、効率化や省資源化をさらに推進する取組として、広い概念で捉えております。

また、窓口業務に関しましては、総務省から平成20年3月に「住民基本台帳関係の事務等にかかる市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」及び平成27年8月に「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」等が示され、「窓口業務の見直し」が強く打ち出されております。

本市におきましても、他の市町村と同様に窓口業務は分野ごとに多くの窓口があり、配置されている職員数も多いことから、経費の縮減と市民サービスの維持向上を踏まえ、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの考え方に沿った外部資源の導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

回答 >> (総務部黒岩総務部長)

次に、二点目の「見直し検討対象事業の撤回」についてお答えいたします。

「見直し検討対象事業」の中には、ご指摘のように市独自の施策として、本市がこれまで充実した取組を行ってきた事業も含まれていると認識しております。

しかしながら、これまで実施してきた事業内容では、対象者が年々増加し、財政負担が増大することによって、事業そのものが成り立たなくなることも想定されることから、「将来にわたり持続可能な制度」となるよう見直しの対象としております。

個々の事業の見直しに当たっては、市民生活への影響を考慮し、市民及び関係団体の皆さんに、ご理解をいただけるよう周知を図りながら、検討を進めてまいります。

件名2 市民の福祉、くらし、子育て支援を拡充することについて です。

件名の冒頭ですが、市民と地方自治を守るために、先ずどうしても今の国政についてふれなければなりません。大切な社会保障について、国保・介護保険・子育て教育のことで

す。
安倍政権は、この6年間で、1・6兆円も社会保障費の「自然増」を削減し、さらに、社会保障を口実に消費税増税を強行しながら、社会保障をいっそう削減しようとしています。

昨年4月から国保制度は、「都道府県単位化」に移行しましたが、国は、これを契機に「都道府県内の保険料を統一する」として、多くの市町村が保険料抑制のために行っている一般会計からの繰り入れを解消するように求めています。本市でも、13億円繰り入れていた法定外繰り入れも今ではその半分の7億円程度にまで抑えています。こうしたもとで払いきれない高すぎる保険料負担に悲鳴の声があがっています。

介護保険では、3年ごとに保険料が改定されます。制度開始の2000年度では2,800円であった保険料基準額は、今季据え置いたとはいえ、4,700円と約1.7倍となりました。介護保険は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば、ただちに保険料・利用料の負担増に跳ね返るとい根本矛盾をかかえています。保険料・利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。

また国が、この間すすめた要支援1・2の方の介護保険外し、市町村の事業化、ホームヘルプサービスの利用回数の制限、利用料本人負担を最大3割、介護施設の不足などで、高い保険料を払っているのに必要な介護を受けられない事態も広がっています。要介護認定や利用限度額など機械的な利用制限の仕組みを撤廃して、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する仕組みに転換するなど、制度の根本的改革が求められています。

子育て・教育でも、保育所の待機児童の増加が社会問題になって20年近くたとうとしています。政府は、「待機児童ゼロ作戦」「子ども・子育て応援プラン」などをかかげてきましたが、待機児童の解消どころか、ますます深刻な事態になっています。本市でも申し込んでも入れない待機児童は1,000人を超えています。

保育所の待機児童を生み出してきたのは、民営化などの規制緩和、保育条件の基準緩和による詰め込みなど、歴代政権が保育への公的責任を投げ捨ててきたことが根本にありま

す。安倍自公政権が「待機児童解消」としてすすめてきたのも、多くの父母の願いである認可保育所の増設ではなく、保育士が基準の半分の「企業主導型保育施設」や、小規模保育を中心としており、求められる認可保育所の建設が足りていません。こうした中で「保育の質の低下」が重大な問題になっています。学童保育でも、資格を持つ指導員を2人以上から1人でも可能にする基準の引き下げを実施しようとしており、保護者や関係者の不安と批判が広がっています。

安倍政権の「子育て安心プラン」も、あくまでも規制緩和と詰め込み、保育内容の切り下げを行おうというものであり、まったく反省も展望もありません。待機児童を2017年度末までゼロにするという目標も先のばしし、2020年度末までに、待機児童をゼロにするとしたのも、安倍政権の待機児童解消対策の破たんをしめすものです。

安倍政権の社会保障削減策の中で、国の社会保障削減に追随してしまうのか、地方自治体が「住民福祉の増進」=住民の福祉、命と暮らしを守るという本来の使命を果たすかどうか、問われています。

以上の見地から、最初に、

要旨 国民健康保険料を引き下げるについて 質問いたします。

国民健康保険は、約56000世帯・9万人が加入をし、そのうち年金などで暮らしている世帯は38%、所得のない世帯が19%、平均所得は150万円で、平均保険料は一人当たり10万6000円と、低所得者が多く加入している保険です。

高すぎる保険料は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「国保を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度をまもるために、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

国保加入者の平均保険料は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1・3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1・7倍という水準です。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民にたいへん重い負担を強いる制度になっているのです。高すぎる保険料問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保するうえでも、重要な政治課題です。

国保料が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平等割(世帯割)」という保険料算定です。

被用者保険の保険料は、収入に保険料率をかけて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保料は、所得に保険料率をかける「所得割」、固定資産税の額に応じてかかる「資産割」のほかに、世帯員の数に応じてかかる「均等割」、各世帯に定額でかかる「平等割」を合算して算定されます。このうち、「資産割」「平等割」は、自治体の判断で導入しないことも可能ですが、「均等割」は、法律で必ず徴収することが義務づけられています。

「人間の頭数」に応じて課税する人頭税は、古代に作られた税制で、人類史上でもっとも原始的で過酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度に残っているのです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保料を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。これを廃止し、“逆進的な負担”をなくして所得に応じた保険料にすべきです。

全国で「均等割」「平等割」として徴収されている保険料額は、およそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば、「均等割」「平等割」をなくすことができ、多くの自治体では、協会けんぽ並みの保険料にすることが可能です。

そのことを国に求めるべきです。

本市においては、法定外繰り入れも2017年度水準の13億3,000万円を最低でも維持し、応能応益割合56対44の場合の保険料を基本にしながら保険料が1人10万円を超える状況は一刻も早く是正すべきです。そして保険料を1人1万円引き下げるなど、保険料負担の軽減に努めるべきです。

見解を問います。

続きまして、件名2、市民の福祉、くらし、子育て支援を拡充することについて、要旨「国民健康保険料を引き下げることについて」にお答えいたします。

国民健康保険における、一般会計からの決算補てんを目的とした法定外繰入につきましては、神奈川県の方針を踏まえ、複数年にわたる削減計画を策定いたしました。この中で、前年度保険料と比較し、保険料が大幅に上昇する場合には削減を行わないとしております。

次に、加入者全体の負担軽減につきましては、これまでの間、前年度からの繰越金の見込み額を試算するとともに、その多くを条例に定めた応能応益割合56対44に基づき算定した保険料賦課総額に充てることなどにより、保険料水準の抑制を図ってまいりました。

具体的には、平成29年度においては被保険者1人あたり約4,400円の保険料の引き下げを行い、平成30年度においては3前年度と同程度の保険料水準としたものでございます。

市といたしましては、今後とも国民健康保険財政の県単位化による影響を検証するとともに、特定財源の確保や第2期藤沢市データヘルス計画に基づく医療費適正化の取組を進めることなどによりまして3引き続き3保険料水準の抑制に努めてまいります。

要旨 特養ホームの大量建設など介護保険制度の充実について です。

特養ホームの待機者は、平成30年10月現在、藤沢市民だけでも863人ということであり、待機者解消を目標に計画的に特養ホームを整備するべきです。

また、整備にあたっては、介護人材の定着確保を一体として考え、市の補助などを実施し、地域の介護基盤維持・向上に取り組むべきです。また蕊備一にあたってはフフJユニット型だけでなく費用負担の面や症状の特性などにも考慮して多床室の整備についても国県に働きかけるべきです。

見解を問います。

《回答 >> (片山福祉健康部長)

次に、要旨の 特養ホームの大量建設など介護保険の充実についてお答えいたします。はじめに、待機者解消に向けた計画的な特別養護老人ホームの整備につきましては、3年ごとに定める介護保険事業計画に基づき、これまでに1,340床の整備を実施し、さらに、本年4月には、46床の増床が完了する予定でございます。

また、平成32年度中には100床の特別養護老人ホームが関所する予定となっております。平成33年度以降の整備につきましては、利用者や待機者の動向を踏まえ、十分な検討を行ったうえで、次期以降の介護保険事業計画に反映させていきたいと考えております。

次に、介護人材の確保、定着についてでございますが、現在、本市では、介護職員初任者研修の受講に要した経費や特別養護老人ホーム等における職員募集にかかる経費を助成し人材の確保に取り組んで、いるところでございます。また、人材の育成、定着に向けては、特別養護老人ホーム等で実施する研修や職員の資格取得についても助成を行っているところでございます。

今後は、国における外国籍労働者等の受け入れ施策の動向を踏まえ、また、事業所等の意向を伺いながら、より効果的な支援のあり方を検討してまいります。

次に、特別養護老人ホームにおける多床室の整備についてでございますが、本市が指定権者である定員が29人以下の地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、多床室の整備を可能としているところでございます。

また3神奈川県に対しては県市長会から、広域型の特別養護老人ホームの多床室の割合を地域の実情に合ったものとするよう申し入れているところであり、今後とも機会を捉えて要望してまいります。

要旨 高齢者福祉を拡充し、バス等助成制度の創設について です。

高齢者向けのバス等助成制度は、引きこもりになりがちな高齢者が気軽に外出することができ、社会参加ができるような経済的支援策として多くの自治体の実施している制度です。藤沢市では以前「夢カード」の発行を行い喜ばれていました。この制度の復活を求める声は根強くあります。健康で長生きできることを誰もが望んでいます。新たな高齢者の移動のための経済的支援策の創設を求めます。

見解を問います。

回答>> (福祉健康部片山福祉健康部長)

続きまして、要旨 「高齢者福祉を拡充し、バス等助成制度の創設」についてお答えいたします。

バスの助成制度につきましては、過去に10カードの普及からパスカードが廃止になったことに伴い廃止した経緯があり、現時点で、新たなバス等助成制度の創設につきましては難しいと考えております。

しかしながら、高齢者の移動支援につきましては、藤沢型包括ケアの移動支援分科会において、移動支援にかかる地域での課題やニーズ、取り組み等の情報収集を進めながら、関係課と連携を図り、検討してまいります。

要旨 市が運営主体となって交通不便地域の公共交通網の整備をすることについて です。

藤沢市は鉄道網が発達しているとは言っても最寄りの鉄道駅まで 15 分以内でいけない交通不便地域が北部・西部・片瀬山・辻堂等で残されています。高齢者が増大するもとの、きめ細やかなパス網等による公共交通の整備が求められています。市内でも善行や六会地域で試行的に運行が開始されています。しかし、住民が主体ですすめる運営では財政面や継続性という面で不安定さを持っています。運営にあたっては市が主体的に実施すべきであると考えますが、市の考え方についてききます。

回答 >> (計画建築部石原計画建築部長)

次に、「地域公共交通の運営主体の考え方」についてお答えします。

地域公共交通の運営につきましては、地域の実情や課題を適切に捉えている地域組織が主体となって取り組むことで、地域の実情に応じた効率的な取組内容となることから、地域組織による需要喚起や創意工夫のもとで運営を行い、市がその活動を支援する形態で地域交通施策を進めているところでございます。

具体的には、運営主体となる地域組織に対し、運行に関する法的手続きや関係機関との協議の他、車両リース費や運営費の一部を補助するなど、安定して継続的な運行が行われるよう、支援を行っております。

今後につきましても、これまでと同様に、地域の取り組みを支援し、公共交通の充実に努めて参りたいと考えております。

要旨 公共住宅の増設と家賃補助制度を創設することについて です。

住まいは暮らしや福祉の基盤であり、基本的な人権です。毎回の市政住宅の募集では戸数に対して何倍もの応募があり、市民は安心できる住まいを確保できない実態があります。とりわけ増大している高齢者単身向けの市営住宅の新規の建設計画をつくるべきです。また子育て世帯をはじめ若年世代向けの家賃補助制度を創設し住まいは人権の住宅政策を確立させるべきです。見解をお聞きします。

回答>> (計画建築部石原部長)

「公共住宅の増設と家賃補助制度を創設すること」についてお答えいたします。

現在、市営住宅は直接建設型市営住宅と借上型市営住宅を合わせて 1,740 戸ございます。

直接建設型市営住宅については、藤沢市市営住宅等長寿命化計画に基づく改修工事により、建物の長寿命化を図っており、借上型市営住宅につきましては、借り上げ期間が満了する場合、借り上げ期間延長のため、建物所有者と再借り上げ契約の締結を進めています。

近年では、募集しでも応募がない住戸も一部あることから、既存の市営住宅の効率的かつ円滑な更新を行い、現在の管理戸数を維持してまいります。

続きまして、子育て世帯などの若年世代に対する家賃補助制度の創設についてでございますが。現在本市では、新たな宅地開発や住宅供給により、若年世代の転入が増加している状況にあります。将来、どのような支援策が効果的であるかなど、人口減少社会を迎えていることも含め、今後の動向を見守りつつ、関係各課とともに検討していきたいと考え

ております。

要旨 市民と共同してごみの焼却は抑え、ごみ処理手数料の有料化は廃止。当面、ごみ袋の価格は半額にすることについて です。

ごみ処理は本来、自治体が市民から預かっている税金で行うべき公共の仕事です。市民や市内事業者と協働して減量・資源化、再利用を進め、莫大な財源、を必要とするごみ焼却は最小限に抑えるべきであります。

そして市民生活が苦しくなり、格差と貧困が広がる中、高いごみ袋を買わされることは大変負担です。ごみ処理手数料の有料化を廃止し、当面半額にすべきであります。 見解を問います。

回答>>(環境部 部長)

続きまして、要旨6「市民と共同してごみの焼却は抑え、ごみ処理手数料の有料化は廃止。当面、ごみ袋の価格は半額にすること」につきましてお答えいたします。

本市では、平成29年3月に改定いたしました藤沢市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量・資源化の促進に取り組んでいるところでございます。

市民と共同したごみ焼却抑制に関する、具体的な取組といたしましては、生ごみ処理機やキエー口の補助制度、ごみ分別アプリの導入、ごみの減量・資源化に向けた動画の配信事業を実施しております。

さらに、市内の小学4年生を対象としたごみ体験学習会において、ごみや資源についてわかりやすく解説したリーフレットの配付やごみNEWSに食品ロスを掲載するといった啓発事業を実施しており、今後もこうした施策を進めながら、ごみの焼却抑制に努めてまいります。

次に、指定収集袋によるごみ処理有料化は、ごみの発生抑制、減量・資源化の促進を目的に平成19年10月から実施しております。実施から3年後には、効果や課題の検証を行い、この結果に基づき「減免世帯の拡大」や「資源の出しやすい環境づくり」、「資源品目の拡大」など、市民の負担軽減につながる施策を実施してきております。

その後も、ごみ出しゃ集積所の維持管理の負担軽減を目的に「資源品目別戸別収集」を実施するなど、引き続き減量・資源化と市民負担の軽減に努めているところでございます。

ごみ処理有料化の効果といたしましては、導入以前の平成18年度と比較して、平成29年度で、人口が約7.6%増加している中で、収集量で家庭系の可燃ごみが18.8%減少、不燃ごみが30.8%減少しており、継続的に大きな効果が得られております。

こうしたことから、処理手数料の廃止や減額をした場合、分別意識が希薄になることによるリバウンド現象が想定されることや、これまで定着してきているごみの減量・資源化に対する環境意識が薄れる懸念があることから、現在の制度を維持してまいりたいと考えております。

要旨 中学校給食はデリバリー方式をやめ自校方式に切り替えることについてです。

本市の中学校給食についてはデリバリー方式による給食を南部地域で来年度実施校を拡大していく方針を示していますが、喫食率が平均3割台の状況を改善するつもりがあるのか、大変疑問です。教育としての学校給食は子どもたちが等しく机を並べ、お昼を食べられるようにすることです。

デリバリー方式の中学校給食で食べ残しの多さや異物混入が相次ぐ中で大磯町(まち)や寒川町(まち)などでは、デリバリー方式を断念し新たな提供方法を検討するとしています。子どもたちが食生活の正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、栄養の改善や健康の増進を図るという学校給食法が掲げる目標を実現するために、デリバリー方式を見直し自校直営方式の中学校給食を実施するべきです。見解を問います。

回答 (教育部 神原教育次長)

続きまして、要旨7の「中学校給食はデリバリー方式をやめ自校方式に切り替えることについて」の質問に お答えいたします。

本市の中学校給食につきましては、その実施方法をデリバリー方式に決定した理由といたしましては、単独校方式や共同調理場方式では建設に時間がかかり、全校実施までに相当の期間が必要となること、また、各教室での配膳に要する手間や時間を考慮し、デリバリー方式にしたものでございます。

北部地域での実施後、南部地域における課題も解決できましたことから、順次実施校の拡大をしているところであり、平成31年度中に全校実施できるよう事務を進めてまいります。

要旨 子どもの医療費無料化の年齢拡大にあたっての所得制限は廃止し、高校卒業まで拡大すること についてです。

子どもの医療費無料化の年齢拡大にあたっては、第一に子育ては社会全体で支えるものであること、第二に税には所得再配分機能があり、所得の高い方には本税でしっかり納めてもらうのが本来のあり方であること、第三に所得制限の線引きがどこまでが妥当なのか根拠が明確でないこと、第四に所得制限は保護者、行政側ともに手続の面でも煩雑になること、以上の理由から所得制限をつけることはやめ、段階的に高校卒業までを目指すべきです。 見解を問います。

回答>> (子ども青少年部村井部長)

次に、要旨 「子どもの医療費無料化の年齢拡大にあたっての所得制限は廃止し、高校卒業まで拡大すること」についてお答えいたします。

小児医療費助成制度につきましては、子どもの医療費に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てができる環境づくりの更なる推進を図るため、平成31年4月から通院に係る医療費助成を中学校3年生まで拡大してまいります。

子どもたちの健やかな成長を支援するという点では、すべての子どもたちに対し医療費助成を行うことが望ましいと考えておりますが、限られた財源の中で、継続的かつ安定的

な制度運営を図る必要があるため、中学生につきましては、現行の児童手当に準じた所得制限を設けることとしております。あわせて、中学生の入院に係る医療費助成につきましても、通院に係る医療費と同様、旧児童手当の特例給付の基準から、現行の児童手当の所得基準に準じた所得制限に変更し、緩和を図ってまいります。

また、対象となる中学生には、医療機関等で保険診療分に係る医療費を負担することがないように新たに医療証を交付し、利便性を高めてまいります。

要旨 安心して預けられる認可保育園増設など保育園の待機児童解消策の充実についてです。

春は親たちが子どもの保育所探しに奔走している時期です。

児童福祉法第24条1項では「市町村は、乙の法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由によえい、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において保育しなければならない。」とあります。保育の実施義務であります。

保育を国民に保障することは国と自治体の責任です。藤沢市は平成31年4月の保育ニーズについては認可保育所及び小規模保育事業所の新設で、対前年比353名の定員拡大を図るとして対応するとしてきました。その一方で今年4月の認可保育園の1次入所申し込みで認可保育園に入れなかった子どもたちは1022名というかつてない数になりました。親たちは安心して子どもを預けられる認可保育園を求めています。待機児童の解消は、園庭があり自国調理ができ避難経路をもっている公立あるいは株式会社でない法人立の認可保育園の増設で対応するべきです。 見解を問います。

回答 （子ども青少年部 村井子ども青少年部長）

次に、要旨 「安心して預けられる認可保育園増設など保育園の待機児童解消策の充実について」お答えいたします。本市におきましては、保育需要の急増に対応するため、平成27年4月に策定しました藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）に基づき、認可保育所等の整備を進めております。

平成31年度が本計画の最終年となりますが、引き続き高い保育ニーズが見込まれることから、次期計画を前倒し、需要の高い地域を対象に、平成32年4月開所に向けて認可保育所設置運営事業者の公募を進めております。

認可保育所の新設は、待機児童の解消に効果的である反面、4歳児以上の定員枠が供給過剰となるなどの課題もありますので、必要な保育所等の新設整備は引き続き進めながら、既存保育所のさらなる活用や保育士確保策など、様々な手法により、保育ニーズに対応してまいりたいと考えております。

要旨 「中小企業振興条例」を制定し、市内小規模事業者の営業と暮らしを守ることにについてです。地方自治体の産業政策は地域の中小企業や小規模事業者中心の振興策が必要です。地域の中小企業や小規模事業者は営業活動をしているだけではなく、地域のコミュニティーや文化・スポーツ活動の担い手として大切な働きをしてきました。しかし、最近の

商庖街の疲弊や小規模事業者の減少は様々な地域の活動に大きな変化を与えています。地域の中小企業や小規模事業者への直接的な振興策を強めると必要です。

しかし来年度予算案では、市民と地域中小事業者から歓迎されていた住宅リフォーム助成制度を廃止し、事業を変更する提案になっています。応募者も多く経済効果も確認できている施策を廃止することは許されません。更に、小規模契約簡易登録制度の実効ある運用も不十分です。商庖街への支援策も抜本的に強める必要があります。

そういう意味から「小規模企業振興基本法」に基づき、地域の小規模事業者の役割と産業振興計画の進捗に責任をもった「中小企業振興計画」の条例化が必要です。

その精神のもとで、地域中小企業や小規模事業者の振興策を大幅に拡充することが求められます。見解を問います。

回答（経済部 和田経済部長）

続きまして要旨 中小企業振興条例のご質問についてお答えいたします。

議員ご提案の（仮称）中小企業振興条例につきましては、市の責務や市内中小企業者の努力、大企業の役割などを明確にするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業振興に対する市の主体的な姿勢を明確にするものであると捉えております。

本市の事業所の構成は、99パーセントが中小企業であることから、本市が将来にわたって持続的な発展を遂げるためにも、中小企業の振興は大変重要であると考えております。

現在、本市の経済施策におきましては、「藤沢市市政運営の総合指針」の理念や施策の方向性の共有を踏まえ、平成29年4月に見直しを行った「藤沢市産業振興計画」を基本とした取組を進めております。この計画においては、「中小企業の発展のための総合的な支援」をその基本戦略の第1にえ、経済3団体との役割分担等を明確にするとともに、支援内容を体系的に整理した上で、中小企業、とりわけ小規模事業者に重点を置いた、実効性のある支援に取り組んでいるところでございます。

また、産業振興計画は、3年毎に見直しを行うこととしており、次回の改定、平成32年4月に向けましては、来年度早々から関係団体ともに見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、今後も引き続き「産業振興計画」に基づく経済施策を進めることで、市内中小企業や小規模事業者の振興を図ってまいります。

要旨 地震・津波・水害対策の強化について です。神奈川県地震被害想定が2015年3月に変わり、浸水想定も今までよりも広範囲になりました。しかし全戸配布されたハザードマップも津波避難情報看板も5年前と同じく古いままです。まずは早急にこれらを新しくすべきです。津波対策では、相模湾沖でのGPS波浪計と共に海底水圧計の運用を含め多種多様な沖合観測網の整備を県と固に求めるよう要望すべきです。

まちづくりと一体に水害対策を抜本的に強化するとについてです。平成27年5月の水防法改正の下で河川の洪水浸水想定区域の大幅な見直しがされました。今後、平成30年1月の境川につづいて引地川水系の浸水想定の見直しも平成30年12月に行われました。これらの

情報については津波と同様に先ずはわかりやすいホームページで周知すると共に、早急に新しいハザードマップをつくり住民への周知を徹底すべきです。

境川と引地川の両河川は護岸改修や遊水地の建設も進みつつありますが、これらの河川に流れ込む一色川や白旗川、琴(たで)川などの支流域での水害が問題になっています。さらに、健康と文化の森やその周辺の源流域を開発したことにより、小出川|の下流域の寒川町などでは毎年のように水害がおきています。都市型水害も含めて、藤沢市にとって水害対策は喫緊の課題です。我が団は、河川の河口域に位置する藤沢市は特別の対策が求められる事から、以前から「水循環都市」をつくる乙とを主張し、雨水の地下浸透策を提案したり、市民の協力を得て一気に川に雨水を流さない方策をとるべき事も主張してきました。市の総合的な水害対策の抜本的強化を求めるものです。

見解を問います。

回答 >> (防災安全部吉原防災安全部長)

件名2の要旨 「地震・津波・水害対策の強化について」 の1点目の「地震・津波対策について」のご質問にお答えいたします。

先ず、津波避難対策につきましては、現在の津波ハザードマップに基づいて、沿岸地区の市民との協働により、津波避難訓練等を行っております。神奈川県による津波浸水想定の見直しにより、新たに区域内となった場所や、避難目標及び経路の変更が必要な場合もございますが、より早く遠くへ逃げるとし、う対策の基本は変わらないことから、引き続き、避難対象の市民に対して、丁寧な説明を行いながら3津波避難対策の充実を図ってまいります。

その上で、津波ハザードマップにつきましては、藤沢市地震津波アクションプランにも位置付けており、平成32年度に改訂してまいりたいと考えております。また、避難情報看板につきましても、津波ハザードマップの改訂ののちに、更新を図ってまいりたいと考えております。

次に、沖合い観測網の整備でございますが、津波に対する初期行動を迅速かつ適切に行うには、多様な情報源の確保が重要であると認識しておりますが、相模湾には、GPS波浪計が設置されていないことから、これまで国や神奈川県に対して設置の要望をしてまいりました。今後も、GPS波浪計など沖合い観測網の整備につきまして、引き続き、国・県に要望してまいりたいと考えております。

続きまして2点目の、「水害対策における洪水浸水想定区域の見直しについて」のご質問にお答えいたします。

洪水浸水想定区域につきましては3平成30年1月26日に境川水系、また、12月21日に引地川水系及び相模川水系について、神奈川県が浸水の想定される区域、予想される水深、浸水継続時間等を示した「洪水浸水想定区域」を、指定・公表しております。これを受けまして本市では、同日、神奈川県が公表した経緯や資料等をホームページに掲載するとともに、洪水浸水想定区域図を防災政策課で閲覧できるよう配架し、周知に努めております。

なお、本市におきましては、新たな洪水浸水想定区域図の作成に向け、平成30年度には、境川水系の本市が管理する準用河川等のうち、白旗川及び滝川の河川測量を実施し、平成

31年度には白旗川・境川及び一色川の流出解析，また，引地川水系の準用河川等のうち，小糸川Ⅰ，打戻川，不動川の河川測量を予定しており，平成32年度を目途に，本市の洪水ハザードマップを改訂して住民への周知をまいります。

最後に、件名3 税金の使い方を市民が望む福祉やくらしの分野を優先にすることについて質問します。

要旨 中期財政フレームで財源不足を強調するなら、大型開発計画を抜本的に見直し、福祉や医療、子育てなど暮らしの分野に予算配分をすることについてです。

村岡新駅建設と周辺の拠点整備事業が神奈川県、鎌倉市が共同でJRを巻き込んですすめられようとしています。総額300億円～400億円の大開発事業です。藤沢北部では「新産業の森計画」部分的に始まっています。110㌔をの農地や森林を工業団地にしようとする、これも大開発計画です。相鉄いずみ野線を湘南台から当面慶応大学まで延伸するのに436億円と言われています。周辺の市街化調整区域を住宅が建設できる市街化区域に編入する開発計画を含めれば莫大な財源を必要とします。北部二の三地区土地区画整理事業は事業期間を15年延長し、約400億円もかかる開発事業です、毎年、一般会計からの繰入もしなければ終わらない事業です。また、公共施設の建て替えは、南図書館や藤沢市民会館など早急に計画的にすすめることが求められています。

中期財政フレームで今後5年間に584億円の財源が不足するとの財政見通しを発表し、扶助費が多く含まれる福祉や子育て分野の事業費抑制する方向を打ち出しています。これは本末転倒です。

藤沢市の財政力指数では全国791市中28位、自主財源比率では31位です。いずれも2016年度決算ですが、豊かで確かな財源を有しています。歳入は「当面横ばいで」推移することが見込まれていることから、歳出でどこにその財源を優先的に使うべきなのかが問われています。

市民が一番市政に望んでいる施策は、国民健康保険料や介護保険料など医療費の軽減、バス等助成制度の創設、ごみ袋の当面半額、子育て支援策の充実、特に保育園の待機児解消などです。これは、昨年実施した共産党藤沢市議団の市民アンケート調査の結果です。

大型開発計画は抜本的に見直し、税金の使い方を福祉暮らし優先に回すよう求めます。以上市の見解を問いまして、登壇での代表質問といたします。

《回答>>(財務部松崎財務部長)

続きまして件名3「税金の使い方を市民が望む福祉や暮らしの分野を優先にすることについて」の要旨 大型開発計画を抜本的に見直し福祉や医療子育てなど暮らしの分野優先に予算配分をすることについてお答えいたします。

平成31年度当初予算におきましては、福祉分野ではコミュニティソーシャルワーカーの増員をはじめ、障がい者の日中一時支援事業の拡大や生活困窮者への一時支援事業の実施、また子育て支援と教育環境の充実として、待機児童対策などの保育需要への対応や小児医療費助成の対象拡大、さらには小学校全校への空調設備の設置や、中学校給食の全校実施など、市民生活に密接に関わる事業を積極的に進める予算であると考えております。

ご指摘の大型開発による都市基盤整備につきましては、将来にわたる税収の安定化につ

ながら、市民の福祉や暮らしを充実させる諸施策の財源となるものとも考えておりますので、こうした投資に向けた財源と、福祉や医療、子育てなど市民の暮らしに充てる財源とのバランスを考慮しながら、引き続き適正な財政運営に努めてまいります。

おわりにあたりまして、村岡新駅について市民の率直な思いを紹介したいと思います。

先日、藤沢駅南口で村岡新駅が必要なのかどうか市民の皆さんに問うシール投票がおこなわれました。その結果、村岡新駅が「いる」と答えた方は20名、「いない」と答えた方は181名でした。圧倒的な市民の皆さんは「いない」という判断でした。

もう一つ聞いて下さい。村岡地区にお住まいの方からのお話です。村岡地区の住んでいる場所からバスに乗って藤沢駅に行き、電車に乗って職場に出勤している方です。

その方は、「村岡新駅ができれば、藤沢駅までバスに乗る必要がなくなり、バス代も必要なくなります。歩いて村岡新駅まで通うことができるので便利になるなあと思いました。しかし、村岡新駅から1,2キロ以内に住んでいる人は固定資産税が1.7倍になるという調査結果が出たと聞きました。これでは、バス代がなくなるどころか、それ以上に税金で出費がかさみます。近くにできるから便利になると思っていたのに、とんでもない。」と怒っていました。

財政が厳しい厳しいといいながらも、多くの市民がのぞんでいない無駄な大型公共事業には税金を使う一方で、それまで他市よりすぐれていた高齢者福祉や障がい者福祉、子育て施策を行財政改革の名の下でバツサリと切り捨てる。税金の使い方が間違っています。

村岡新駅のような無駄な大型公共事業、不要不急の道路建設は見直し廃止し、住民の福祉、命と暮らしを守り充実させるという地方自治体の本来の役割をしっかりとすべきです。

保育園に入れない子どもが千人を超えたという今の時期に、ムダな村岡新駅にお金を使っている場合でしょうか。重ねて申し述べます。

以上、多岐にわたり質疑をしてきました。

詳細につきましては予算等特別委員会で、質疑いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上で、日本共産党市議会議員団の代表質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。